



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 第2回障害者差別地域相談員研修会を開催しました。
- やまなし心のバリアフリー宣言事業所への登録を進めています。
- ヘルプマークを知っていますか？
- 県政出張講座「心のバリアフリー推進講座」の開催状況を報告します。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

平成29年度は、全市町村に障害者差別地域相談員が置かれています。この地域相談員の研修会は、年間3回実施します。第1回は年度初めの委嘱式後に開催しました。第2回は各圏域ごとに開催し、各圏域マネージャー、各市町村障害者福祉担当や各障害者相談員の方々にも呼び掛けて、より多くの皆様に参加していただくことができるようにと企画しました。

第2回地域相談員研修会の報告

第2回障害者差別地域相談員研修会を、10月中旬に4圏域（中北、峡東、峡南、富士・東部）6カ所で開催しました。昨年度は全体会での研修としましたが、県内全域から参加していただくための会場の選定も難しいところがあります。今回はそれぞれが参加しやすい会場でより多くの方々に参加していただき、障害者差別に関する相談事例や啓発の方法等地域の情報交換をより密にし、連携を深めることを目的としました。ここでは、各圏域ごとに出された取組事例や課題等をお伝えします。今回の研修会開催に合わせ、地域相談員に相談業務の状況調査をお願いしました。

今年度の相談状況

この状況調査では、地域相談員が受けた相談は今年度上半期で17件、昨年度上半期の2倍に増えています。17件のうち差別に関する相談は、6件でした。昨年度は、下半期に上半期の2倍の件数の相談がありました。相談件数は今後も増加することが予想されます。法の周知により、当事者の相談や訴えなどの行動に意識の変化を感じることができます。

我慢したり、諦めたりすることなく相談する、周囲の人がそんな思いに気づく。すべての人の生きづらさをなくしていこうという思いを共有するため、さらに気づきの輪を広げていくことが必要です。

各市町村の相談体制

今年度は全27市町村に43名の地域相談員が置かれています。新たに4市町で複数の相談員体制となり、計12市町が複数体制です。中央市と昭和町はそれぞれ3名と2名が配置されました。いずれも合同設置の「中央市・昭和町障がい者相談支援センター」相談員と行政職（福祉課職員）から構成されています。各市町村には、障害福祉担当課職員と障害者相談担当者との複数での相談体制づくりをお願いしました。市町村の規模や相談体制づくりの上での取り巻く状況の違いなど難しいことが多いと感じています。今回の研修会での意見交換をとおして、行政担当者と障害者相談員等のそれぞれのメリットを生かし、複数の相談員で協働して相談にあたる体制がさらに求められていると感じます。

また、相談員の日常の活動の大切さも指摘されています。日々の活動の中で、当事者や家族の方々に積極的に声をかけ、悩みや心配事を拾っていく活動が報告されました。相談しやすい体制をつくっていくために何が必要かが示されているように感じます。

差別解消に向けた取組の広報と周知

昨年度に比べ、市町村広報を通じた周知の取組が少なくなっている現状が報告されました。ある市では上半期の相談がなく、「取組の周知不足ではないか」「そもそも『差別ってなに？』という視点での周知や啓発がさらに必要ではないか」という意見が出されました。幅広く周知するためにはという観点で次のような取組の報告や意見が出されました。

➤ 気づきを促すために

中央市ふるさとふれあい祭りでは、中央市・昭和町障がい者相談支援センターが「『障がいって？』アンケート&クイズ」で、来場者に障害者差別解消法の周知状況を尋ね、障害を理由とした差別に該当するケースを選ぶ等質問方法を工夫し、参加者の関心を高めた取組が紹介されました。また、障害当事者や支援者中心ではなく、障害の有無に関わらず様々な人が集い一緒に活動する機会を企画することも提案されました。

➤ 広報誌への掲載

市町村広報紙への周知記事掲載は、どの市町村も年間の掲載予定がほぼ決まっており、活用が難しい状況です。社会福祉協議会の広報紙が掲載の柔軟な対応が期待できるのではという提案がありました。

➤ 地域への周知

グループホーム建設に対する地域の反対の声の報告があり、地域の方々への障害者差別解消の取組の理解の必要がしめされました。地域のリーダーの方々への周知方法として、市町村行政区役員や民生・児童委員の研修会等で理解を促す内容を織り込み、地域へ理解の輪を広げたらどうかと提案されました。

➤ 窓口での周知啓発等

障害福祉担当課窓口が目立つ掲示やネットワーク通信の配付、地域の回覧板でネットワーク通信を回覧しているなどの実践も紹介されました。

地域での相談活動の連携

地域の相談活動では、福祉担当課や障害者相談員との連携が大切です。研修会では、連携の例として、地域の自立支援協議会での情報提供、各障害者相談員との定期的な連携会議や障害者差別地域支援協議会を立ち上げるために設置要綱等の検討を行っていることなどが報告されました。多くの市町村の相談体制の現状から、地域相談員と各障害者相談員、障害福祉担当課との連携の場づくりが昨年以上に必要となっています。

やまなし心のバリアフリー宣言事業所への登録を進めています

県では、障害のある人もない人もお互いを尊重し、思いやりを持って生活できる共生社会を実現するため、障害者への接し方に配慮するなど、下記の宣言事項のいずれかに関する取組を積極的に進める事業所、『やまなし心のバリアフリー宣言事業所』を募集しています。



登録事業所プレート
（薄いピンク色のアクリル）
15cm×17cm

11月9日現在での登録数は、433事業所です。登録していただいた事業所一覧は県のホームページで一覧で確認していただくことができます。また、各事業所の宣言内容のほか、事業所のホームページへのリンクも貼ってあります。

地域で生活する上で生活に密着した店舗、事業所に宣言事業所の登録の輪を広げていくことが、障害者差別解消の取組への理解をそれぞれの地域へ広げていく大きな力になると考えています。誰もが暮らしやすいまちづくりは、心のバリアフリーから始まるのではないのでしょうか。地域相談員研修会でも、登録事業所の拡大への協力をお願いしました。地域の状況を十分に承知している方々から、心のバリアフリーの輪を少しずつ広げていただきたいのです。主旨をご理解いただき、登録をお願いいたします。

なお、宣言事業所への登録は、申請書の郵送・ファックス送信のほか、県のホームページから書式をダウンロードしていただきメールでの申請も可能です。

障害者差別解消、誰もが暮らしやすい
まちづくりは、心のバリアフリーから

《宣言事項》

- 社員として、障害者を優先して雇用するための取組を進めます。
- 社員である障害者が、その能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境をつくるための取組を進めます。
- 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、障害を理由とする不当な差別をいたしません。
- 社員である障害者や顧客である障害者など、全ての障害者に対して、合理的な配慮の提供に努めます。
- 障害者と障害者でない者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことができる共生社会の構築に係る取組を進めます。

「ヘルプマークを知っていますか？」

義足や人工関節使用の方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分かりにくい状況にあって援助や配慮を必要としている方々がいます。

ヘルプマークは、周囲の人が積極的に配慮することが必要な方々のためにつくられたマークで、平成24年に東京都が作成しました。これは、平成29年7月にJIS規格の案内用図記号に追加されて全国共通のマークとなりました。

ヘルプマークを見かけたら

お互いさまの気持ちでゆずりあい

- ❑ 電車やバスの中では、席をお譲りください。
- ❑ 駅や商業施設などでは、声掛けや見守りなどの配慮をお願いします。
- ❑ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプマークがダウンロードできます

【ヘルプマーク】で検索

県ホームページのサイト内検索を使い【ヘルプマーク】で検索し、ダウンロードの上印刷することができます。2種類のカードタイプのマークのほか、案内チラシもダウンロードすることができます。名札形式でつるしたり、カードケースに入れてバッグにつけたりと使い方は状況に応じて工夫できます。

また、中北、峡東、峡南、富士・東部各保健所でも窓口でお渡しいたします。お気軽にお申し出ください。

県政出張講座「心のバリアフリー推進講座」

県では、県民の皆様にご理解を深めていただくために県政出張講座を実施しています。今年度は各分野別に計171講座が開講されており、障害福祉課では8講座を担当しています。その中の一つが、「心のバリアフリー推進講座」です。

今年度は推進員2名が講師として伺い、11月末までに13回、延べ約660名の方々にご参加いただきました。内容は、障害者差別解消の取組を主題に障害者差別解消法と県障害者幸住条例施行後の現状について、具体的な相談事例を織り込みながらお話をさせていただいています。

市町村の職員研修として、昨年度は上野原市と山梨市、今年度は大月市と身延町で全職員を対象として開催していただきました。相談支援事業所の職員研修や企業の人事担当者の研修などでのご利用もいただきました。民生・児童委員研修会で開催を考えた旨のご希望もいただいています。人数の規模に関わらず、時間の設定もご都合に沿うことができます。推進講座のご利用をお待ちしております。

推進員日誌 障害者差別解消推進員の日々の思いから

ヘルプマークについて考えるとき、「マインドとアクション」という言葉が思い浮かびます。気づきから思い、そして行動へという時の一歩が出にくいことがあります。「迷惑ではないか」「手助けの方法が分からない」「声をかける勇気がない」というお互いの迷い。「声をかけたい」というお互いの思いを込めて踏み出す一歩のために、お互いの心のバリアフリーの大切さを実感するのです。

推進員のつぶやきとしてのこの『日誌』欄では、日々の気づきを書いています。今の世の中、ネット上のつぶやきも難しい状況があります。ネット上ではなく、自分の周囲に気の許せる仲間がいること、悩みや思いを共有しあうことができる友達がいることは大切です。「楽しみは人数倍」に大きくなり、「生きづらさは人数分の1」にできる身近な仲間、友達がいることが、安心して心から楽しく暮らすことができることにつながっていくように思います。「ひとりじゃないよ」の思い、共有したいものです。

編集及び文責：古屋徳康(県障害者差別解消推進員)